

2020年4月29日

お客様各位

株式会社GSユアサ
天津杰士電池有限公司

中国における商標権侵害訴訟勝訴のお知らせ

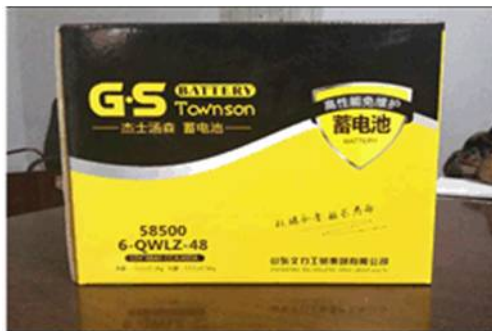
平素は弊社グループの製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

弊社と弊社の子会社である天津杰士電池有限公司（本社：中華人民共和国 天津市）は、2019年6月17日から、中華人民共和国福建省高級人民法院にて、弊社が保有する登録商標「GS」（中国商標登録507630号他）の商標権を侵害しているとして、山東久力工貿集团有限公司、吳茂林、杰士湯森（上海）新能源科技有限公司、重慶万里新能源股份有限公司（以下、被告らとする）が製造販売する「G・S」ブランドの自動車用鉛蓄電池に対し、その使用差止め、損害賠償金の支払いを求めて係争を続けてまいりました。

これについて、2020年1月22日、福建省高級人民法院は、弊社の主張を全面的に認め、被告らに対し、「G・S」ブランドを用いた製品の製造販売差止め、商号の変更、および損害賠償として計3,230,000元（約4,850万円。1元=15円で算出）の支払いを命じました。

「GS」および「YUASA」のブランドは、弊社が海外で使用している重要な知的財産です。弊社はこれらを侵害する行為に対し毅然とした態度で臨み、このブランド価値を守り、かつ、お客様に安心してご購入いただけるよう、努めてまいります。

1. 商標権侵害品と正規品



商標権侵害品



正規品

2. 当社が中国で保有する商標一覧



弊社保有商標（中国商標登録第507630号）



弊社保有商標（中国商標登録第99890号）



杰士

弊社保有商標（中国商標登録第 9218078 号）

杰士汤浅

弊社保有商標（中国商標登録第 4672866 号）